十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　（略）

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　（略）

別記様式第11号（第24条及び第41条第１項関係）　（日本工業規格Ａ列４）

第２面

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、監理責任者が、同条第５号イ（同法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（略）

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～十一　（略）

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　（略）

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　（略）

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　（略）

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　（略）

別記様式第11号（第24条及び第41条第１項関係）　（日本工業規格Ａ列４）

第２面

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、監理責任者が、同条第５号イ（同法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（略）

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～十一　（略）

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　（略）

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　（略）

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。